

神戸市外国語大学ボランティアコーナー  
ボランティア活動紹介にあたってのガイドライン

2026年4月1日改訂

神戸市外国語大学ボランティアコーナー（以下「ボランティアコーナー」という。）では、神戸市外国語大学（以下「本学」という。）の学生にボランティアの募集について紹介するにあたり、以下のように取り決めます。

1. 紹介するボランティア活動の選定基準

以下の条件を全て満たすボランティア活動について、本学学生に紹介します。

- (1) 日本国の法令又は海外ボランティア活動の場合は当該活動を行う国若しくは地域の法令及び国際法に抵触又は違反しない活動
- (2) 政治活動及び宗教活動にかかわりがない活動
- (3) 営利目的でない活動
- (4) 公序良俗に反しない、かつ、犯罪行為を誘発するおそれがない活動
- (5) 参加学生の安全性確保のための措置が取られている活動
- (6) 個人以外が依頼するボランティア活動  
※ただし、国や地方自治体等の公的機関やそれらの関係団体からの後援名義等を取  
している場合はこの限りではありません。
- (7) 単なる労働提供ではない活動  
※賃金労働における人手不足をボランティアで補うもの等、本来アルバイト等を雇用す  
べき業務をボランティア活動として位置づけ、ボランティアを労働力として扱う活動  
については紹介できません。
- (8) 個人情報、プライバシー性の高い情報その他のボランティア活動に関する情報に係  
る責任体制が明確である活動
- (9) 危険が伴わない活動（危険の例：高所作業、人命にかかわることが予想される活動  
等）
- (10) 参加学生の精神的、肉体的苦痛が懸念されない活動
- (11) ボランティア保険等、必要な保険に加入し、実施される活動
- (12) その他、大学生が行うものとして不相当と判断されない活動

2. ボランティア活動依頼団体及びボランティア受入団体の遵守事項

- (1) 本学学生にボランティア活動を依頼する団体、ボランティアを受け入れる団体（以下  
「依頼団体等」という。）及び紹介するボランティア活動の概要を書面で明示すること。
- (2) ボランティアの募集及び受入の担当者を明確にすること。

- (3) 有償ボランティア活動及び無償ボランティア活動（以下「活動」という。）を明確に区分すること。
- (4) 参加学生に対して活動内容及び条件（交通費負担、送迎の有無等）を書面で明示し、当該各事項について当該学生と合意したうえで活動を開始すること。  
特に継続的、恒常的に行われる活動の場合は、交通費等、参加学生の負担が過大とならないよう配慮すること。
- (5) 活動期間、当該活動に係る経費負担、留意点その他の当該活動に必要な情報を当該活動開始前に参加学生に伝えること。また、当該活動開始後においても当該参加学生に対して必要な研修や指導を行うこと。
- (6) ボランティア保険、イベント保険等への加入、活動に伴う賠償等について適切に対応すること。
- (7) 活動に際し、事故・トラブル等が発生した場合は、速やかにボランティアコーナーに報告すること。

### 3. 免責事項

ボランティアコーナーが紹介した活動において盗難・事故等のトラブルが発生し、依頼団体等、第三者等に損害が生じた場合でも、ボランティアコーナーでは損害賠償その他一切の責任を負いかねます。